

第2章

市税のあらまし



川上峡春まつり

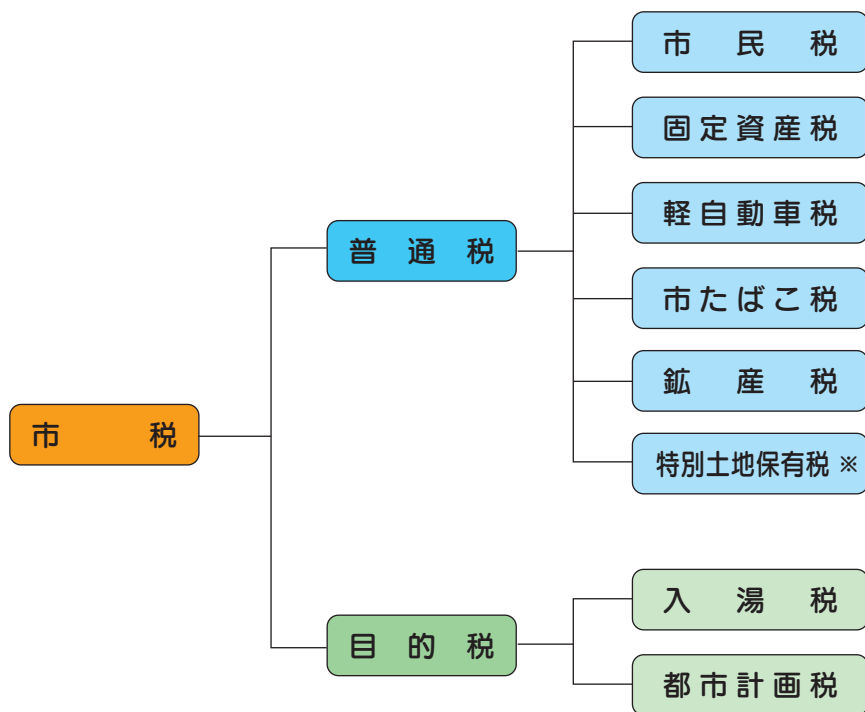
- 市税の種類
- 市税の概要
- 市民税
- 固定資産税
- 都市計画税
- 軽自動車税
- 市たばこ税

市税の種類

現在、市民の皆さんに納めていただいている市税は、大きく分けて**普通税**と**目的税**に分けることができ、大部分が**普通税**です。

普通税とは どのような事業の経費にもあてることができる税金です。

目的税とは 特定の目的または事業に必要な経費にあてるよう定められている税金です。



※平成15年度以降、特別土地保有税の課税を停止し、新たな課税は実施していません。

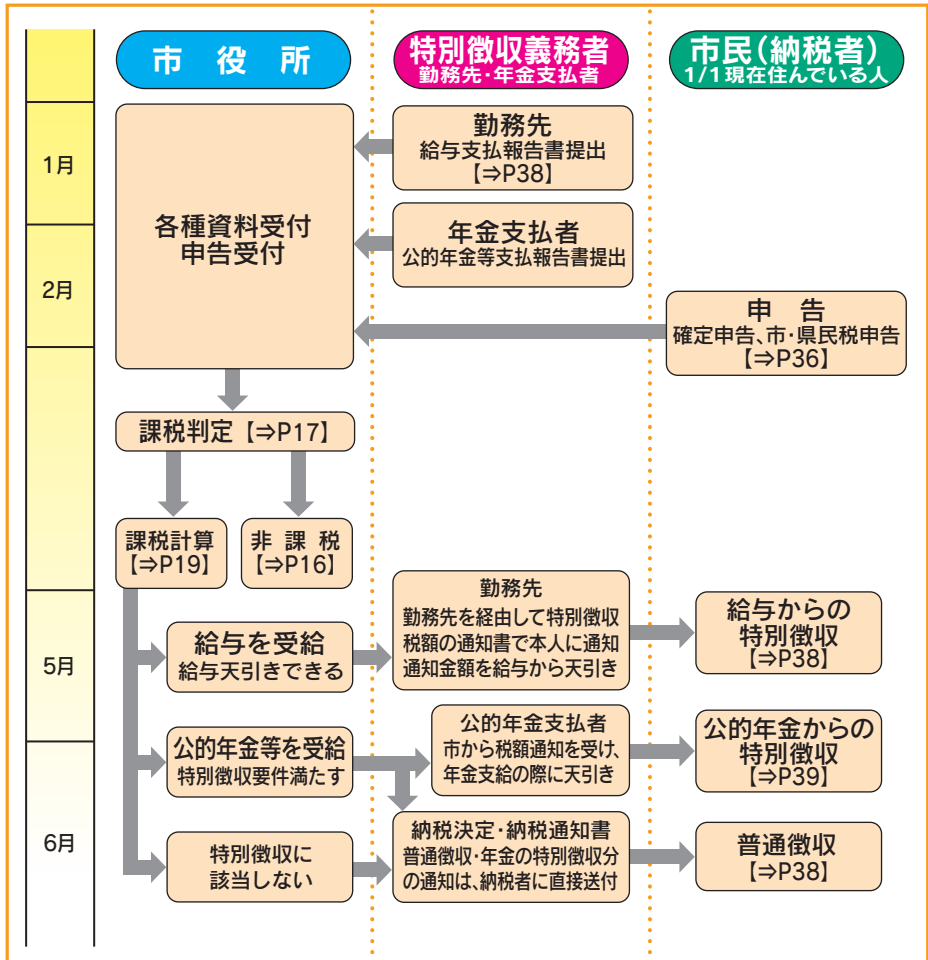
市税の概要

市民税〈個人市民税〉

【くわしくはP15～45】

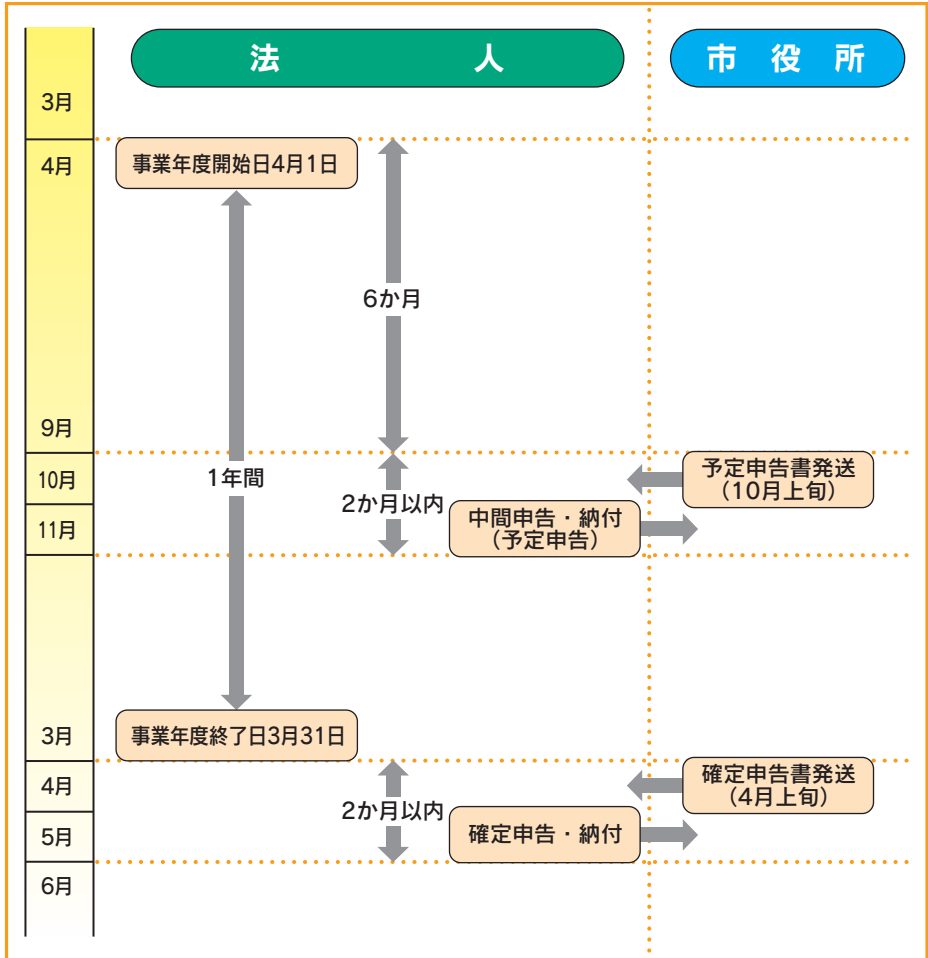
個人市民税は、前年1年間（1月1日から12月31日まで）の所得にもとづき、1月1日に住所のある市町村で個人県民税と一緒に課税されます。

個人市民税のしくみ



法人市民税は、法人が事務所または事業所等のある市町村に対して、自らその事業年度中の税額を計算して申告・納付する税です。

法人市民税の申告について（事業年度が4月1日から翌年3月31日までの場合）



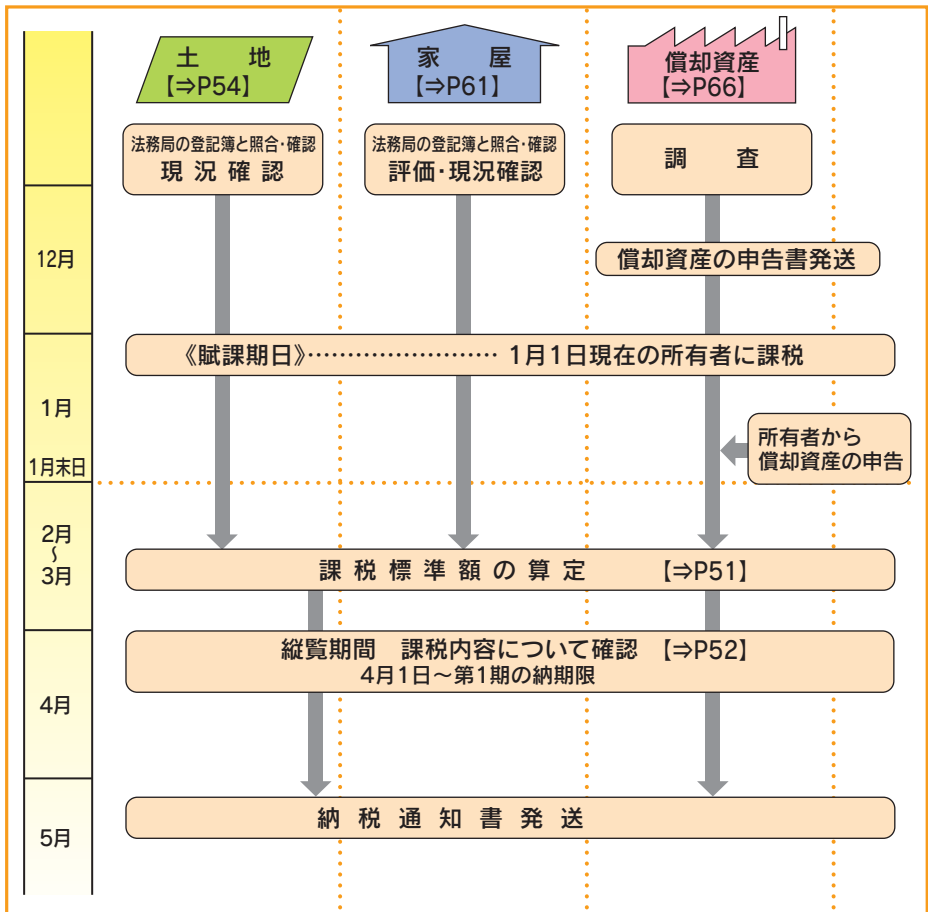
固定資産税・都市計画税

【くわしくはP49～73】

固定資産税は、毎年**1月1日（賦課期日）**現在で**土地・家屋・償却資産**を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に必要な費用にあてるために設けられた目的税で、**市街化区域内にある土地・家屋**が対象となり、固定資産税と一緒に納めていただく税金です。

固定資産税・都市計画税のしくみ



軽自動車税

【くわしくはP74～80】

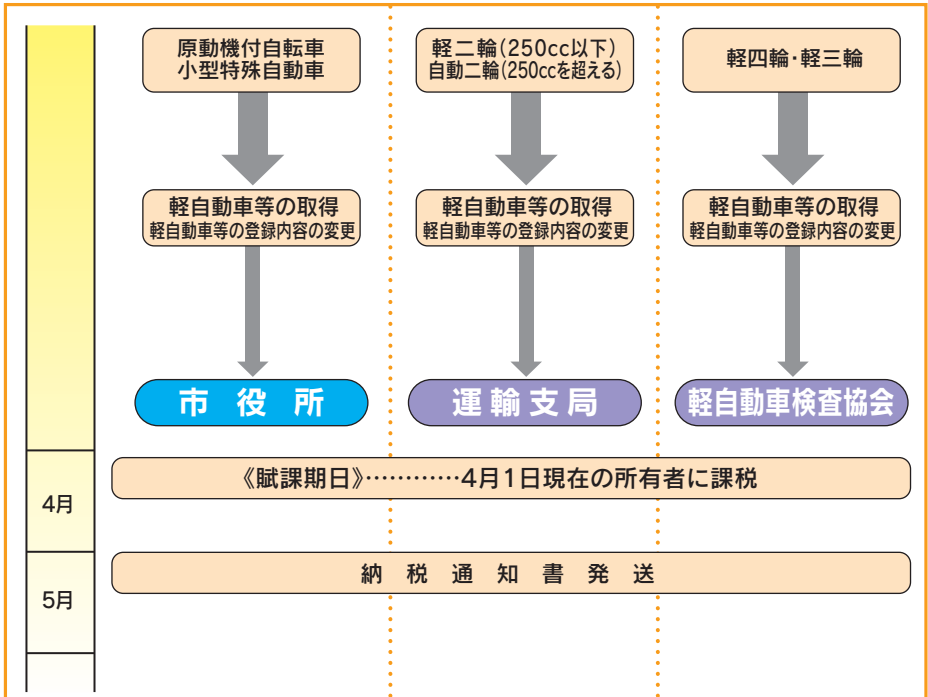
軽自動車税(種別割)

4月1日現在で軽自動車等を所有している人に課税される税です。

軽自動車税(環境性能割)

自動車の燃費性能などに応じて、新車・中古車を問わず取得された車両(取得価額50万円を超えるもの)に対して課税される税です。

軽自動車税(種別割)のしくみ



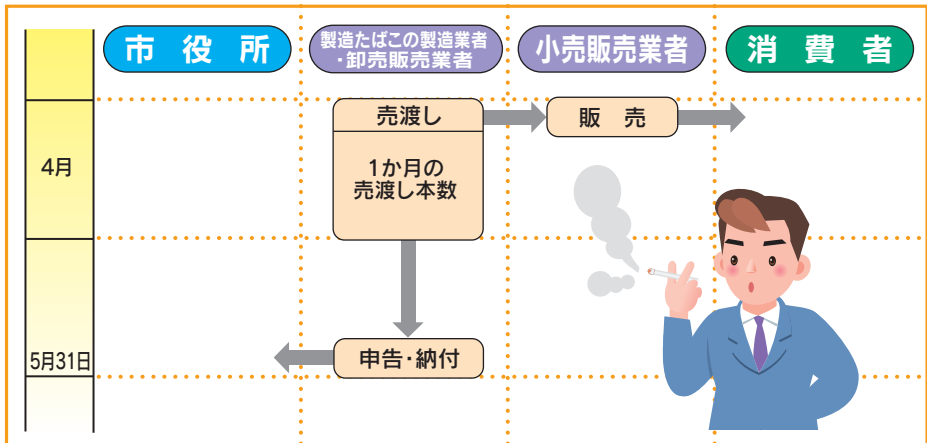
市たばこ税

【くわしくはP81】

市たばこ税は、製造たばこの製造者や卸売販売業者などが、市内の小売販売業者へその月に売り渡したたばこの本数に税率をかけて算出した税額を、翌月末までに申告・納付する税です。

たばこの小売価格の中にはたばこ税が含まれていますので、実際にたばこを買う人が間接的に税金を納めていることとなります。

市たばこ税のしくみ（1か月の例）



入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用にあてるため、鉱泉浴場の入湯客に課税される目的税です。

納める額

宿泊する人 1人1泊につき150円

納税の方法

鉱泉浴場の経営者など（特別徴収義務者）が入湯客から税金を預かり、1か月分をまとめて翌月15日までに市役所に申告して納めます。